

実 施 要 項

第 1 目的

- ・ 本助成は、イオン北海道株式会社、マックスバリュ北海道株式会社発行の「ほっかいどう遺産WAON」による寄付に基づき、各地域の北海道遺産の保全・活用に係る活動を支援することを目的として実施する。

第 2 助成対象活動

- ・ 助成の対象は、北海道遺産選定地域の自治体・NPO・その他団体等が行う環境整備（歩道の整備、案内板の設置等）、PRツール（パンフレット等）の作成、体験学習会・イベントの開催など、各北海道遺産の保全・活用に係る活動等とする（いくつかの団体等が協力して行う活動も可）。
- ・ 助成実施年度（4月1日～翌年3月31日までを事業年度とする。以下同じ。）内に行う活動とする。

第 3 助成対象者

- ・ 助成対象者は、次の各項のいずれかに該当する者とする。
 - 1 市町村
 - 2 市町村と連携しながら地域づくり活動を実践する団体
 - 3 その他北海道遺産協議会が認めた者

第 4 助成対象経費、件数および助成額

- ・ 助成対象となる経費は、第 2 の活動を行うために必要な経費とする。ただし、助成対象者の構成員等に対する人件費の支払いを対象外とする。
- ・ 助成金の額は助成対象となる経費の合計額から他の助成団体からの補助金または助成金および入場料等の収入を除いた額とする。
- ・ 助成件数、助成額は、イオン北海道、マックスバリュ北海道、北海道遺産協議会の協議により決定する。

第 5 助成の申請手続き

- ・ 助成を希望する者は、助成申請書（別記第 1 号様式）に関係書類を添付の上、別に定める期日までに提出するものとする。

第 6 助成対象活動の決定等

- ・ イオン北海道、マックスバリュ北海道、北海道遺産協議会の協議により助成対象活動を決定する。
- ・ 決定後、北海道遺産協議会は第 5 の規定による助成申請書を提出した者に対して助成金の交付もしくは不交付を助成審査結果通知書（別記第 2 号様式）により通知する。

第 7 助成金の交付

- ・ 助成金の交付は、原則として概算払いとし、助成金交付決定後、速やかに対象者の指定する口座に振り込むものとする。
- ・ 必要と認めた場合には、活動実施後における精算払いの方法によることもできるものとする。

第 8 助成対象活動内容等の変更

- ・ 助成金の交付を受けた者が、当該助成の対象となった活動内容等を変更しようとする場合には、変更の

内容が軽微なものを除き、速やかに第5の例により変更後の助成申請書を提出しなければならない。

- ・ 変更の申請があった場合には必要に応じ、第6の例により協議及び決定等を行う。

第9 助成対象活動の実施確認

- ・ 北海道遺産協議会は、必要に応じて、助成対象活動が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、現地調査の方法等により確認する。

第10 活動の報告について

- ・ 助成金の交付を受けた者は、活動完了後、助成実施年度の3月31日までに活動報告書（別記第3号様式）および収支計算書（別記第4号様式）に関係書類を添付のうえ、北海道遺産協議会に提出しなければならない。

第11 助成金の額の確定

- ・ 概算払いされた助成金額が精算額よりも多い場合は、北海道遺産協議会から通知する助成金返還請求書（別記第5号様式）により、その差額を返還しなければならない。

第12 助成の取り消し及び助成金の返還等

- ・ 助成金交付の決定若しくは交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成の全部または一部を取り消すことができる。
 - 1 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - 2 助成金を他の用途に使用したとき。
 - 3 その他助成の決定の内容若しくはこれに付帯した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- ・ 助成を取り消した場合において、助成活動の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の交付を受けた者に対し、期限を定めて助成金返還請求書により返還を命ずるものとする。
- ・ 返還すべき助成金を期日までに返還しなかったときは、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95%の割合で計算（年365日日割計算）した違約延滞金を支払わなくてはならない。

第13 帳簿等の整備

助成金の交付を受けた者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成活動が完了した日の属する会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

第14 委任

- ・ この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、イオン北海道、マックスバリュ北海道、北海道遺産協議会の協議により定める。

附 則

- ・ この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日改正）

- ・ この要綱は、平成26年5月1日から施行する。